

○京都府立大学ハラスメント防止委員会の設置等に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第25号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等の対策を目的として設置する組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本学におけるハラスメントの防止等の対策を審議、推進するため、京都府立大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 文学部及び公共政策学部から選出された教員 各2名（男女各1名）
- (2) 生命環境科学研究科から選出された教員 4名（男女各2名）
- (3) 総務課長、学務課長及び附属図書館事務長の職にある者
- (4) 総務課長及び学務課長が指名する職員 各1名

3 前項第1号及び2号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第2項第1号及び2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 防止委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

(所掌事項)

第5条 防止委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修
- (2) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に関する事案の調査、改善に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止に関し必要なこと。

2 前項第2号の所掌事項を行うため、防止委員会に相談員を置き、第2条第2項の委員が兼ねるものとする。

3 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができるものとする。

(幹事)

第6条 防止委員会の会議に関する事務をつかさどるため、防止委員会に幹事2名を置き、委員長が委員の中から指名する。

(ハラスメント対策会議)

第7条 学長は、防止委員会に係る案件が適切かつ迅速に解決できる見込みがないと認めるときは、その対応方針を協議し、指導・助言その他必要な措置を執るため、ハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）を置くものとする。

2 対策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長

(2) 附属図書館長、教務部長、学生部長及び事務局長

(3) 防止委員会から選出された者 2名（そのうち、少なくとも1名は女性とする。）

3 対策会議に委員長を置き、前項第1号又は2号の委員の中から案件ごとに学長が指名した者をもって充てる。

4 対策会議には、必要に応じ、外部の専門家の出席を求めることができるものとする。

5 委員長は、対策会議での審議結果について、その都度、学長に報告するものとする。

(学内連携)

第8条 ハラスメントの防止に関する啓発及び研修の実施については、人権委員会や教務部委員会と連携して行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会等に関する庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、本学におけるハラスメントの防止等の対策に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。